

兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に関する実習受入協力事業所（以下「協力事業所」という。）の登録について、その取扱いを定めることを目的とする。

(協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は、次の（1）及び（2）に掲げる基準を満たす居宅介護支援事業所とする。

- （1）特定事業所加算の取得要件を満たしていること。
- （2）過去5年間、兵庫県（以下「県」という。）又は市町が実施する指導監査において、改善勧告を受けたことがないこと。

(協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は、実習生から受入依頼があった場合は、原則として受け入れるものとする。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する居宅介護支援事業所は、指定の期日までに、「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」（様式第1号）を県に提出するものとする。

(登録の承認、決定)

第5条 県は、前条の規定に基づき居宅介護支援事業所から申請を受けた場合は、第2条に規定する要件を確認し、承認の際には、「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

なお、登録内容のうち実務研修の運営に必要な情報については、実務研修指定実施機関及び研修受講者に提供できるものとする。

(登録の変更)

第6条 協力事業所は、前条の規定による承認を受けた内容に変更が生じた場合には、速やかに「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更申請書」（様式第3号）を県に提出するものとする。

(登録変更の承認)

第7条 県は、前条の規定に基づき協力事業所から登録変更申請を受けた場合は、第2条に規定する要件を確認し、承認の際には「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更承認通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

ただし、以下の項目の変更については軽微な変更とし、通知を省略するものとする。

- (1) 連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)
- (2) 実習生への留意事項

(登録の取下)

第8条 協力事業所は、第5条又は第7条の規定による承認を受けた登録の要件を満たすことができなくなった場合は、速やかに「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届」(様式第5号)を県に提出するものとする。

(登録取下の承認)

第9条 県は、前条に基づき登録事業所から取下届を受理した場合は、「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届受理通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

(登録の取消)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができるものとし、「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書」(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 申請に虚偽があった場合
- (2) 登録要件を満たさなくなったことが明らかになった場合
- (3) 事業所が休止あるいは廃止となった場合

(電子による申請)

第11条 すべての手続きは、電子申請により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から適用する。